

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成18年3月27日京都市条例第150号)(保健福祉局生活福祉部保険年金課)

次のとおり、本市国民健康保険事業について、必要な措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

1 出産育児一時金の支給額の改定

給付を改善するため、出産育児一時金の支給額を次のとおり改定します。

| 改正前 | 改正後 |
|----------|----------|
| 300,000円 | 350,000円 |

2 精神・結核医療付加金の給付の廃止

給付の適正化を図るため、精神・結核医療付加金の給付を廃止します。

3 基礎賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率の算定方法の変更

保険料の賦課の適正化を図るため、平成18年度の基礎賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率の算定方法を変更します。

上記3の措置は平成18年4月1日から実施し、上記1の措置は平成18年10月1日から実施し、同日以後の出産について適用し、上記2の措置は平成18年12月1日から実施し、同日以後に行われる医療について適用することとしました。障害者自立支援法の施行に伴い、規定を整備することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第150号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「300,000円」を「350,000円」に改める。

第9条第1項中「除く。）が」の右に「障害者自立支援法第58条第1項に規定する指定自立支援医療（」を加え、「第32条第1項」を「第5条に規定する精神障害者が指定自立支援医療機関（障害者自立支援法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。）に入院しないで行われたものに限る。）」に改め、同条第2項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第1項に規定する医療機関等」を「指定自立支援医療機関」に、「当該医療機関等」を「当該指定自立支援医療機関」に改める。

第14条第2項中「第2位」を「第4位」に改める。

第14条の6第2項中「第2位」を「第4位」に改める。

附則第15項の見出し中「平成17年度及び」を削り、同項中「平成17年度及び」を削り、「47.56」を「46.82」に、「37.87」を「38.41」に、「14.57」を「14.77」に、「47.43」を「47.16」に、「37.97」を「38.16」に、「14.60」を「14.68」に改める。

第2条 京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中京都市国民健康保険条例第14条第2項及び第14条の6第2項の改正規定 公布の日

(2) 第1条中京都市国民健康保険条例第9条及び附則第15項の改正規定並びに次項の規定 平成18年4月1日

(3) 第1条中京都市国民健康保険条例第7条第1項の改正規定及び附則第3項の規定 平成18年10月1日

(4) 第2条及び附則第4項の規定 平成18年12月1日

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の京都市国民健康保険条例（次項において「改正後の条例」という。）第9条の規定は、平成18年4月1日以後に行われる医療について適用し、同日前に行われた医療については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第7条第1項の規定は、平成18年10月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に行われる医療について適用し、同日前に行われた医療については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)